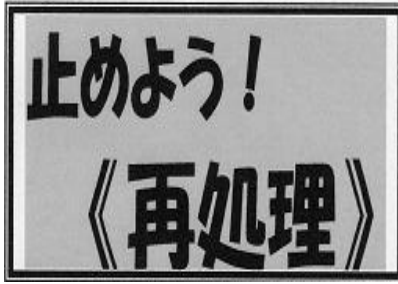


三陸の海を放射能から守る
岩手の会（略称）三陸の海・岩手の会
郵便振替 02240-5-102650
ホームページ《再処理 / 岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
《本紙の全バックナンバー掲載》



《天恵の海》
2023(令和 5年)
3月14日
第243号
編集事務局 S.Oshida
TEL・FAX 019-623-1636

六ヶ所再処理工場

ないふい構わぬ二回目の設工認申請

26回目の竣工延期の末 果たして竣工なるか?

鍵握る原子力規制委員会

再処理工場の事業者日本原燃が昨年一月二十六日、安全性向上対策工事に必要な二回目の設計及び工事計画の変更認可を申請した。一回目の申請では資料の不備で審査が遅れ、たった二点の設備変更許可に二年も要している。今回の申請書では二万五千点程の設備機器にまつわり、五万五千ページにも渡る計画

設工認申請



六ヶ所再処理工場

今からちょうど三〇年前の一九九三年四月着工した日本原燃六ヶ所再処理工場だが、二六回もの竣工延期を繰り返して、今回二回目の設計及び工事計画変更認可（設工認・せつこうにん）を申請しました。竣工に至るこれからの道のりを展望します。

変更が記載されている。しかしその内容は規制庁審査委員も呆れるほどの稚拙さで、落丁や誤記載が続ぎ、担当者に「全般的には相当出来が悪い、かなりの手直しが必要」と言わしめた程だ。

二六回もの竣工延期

再処理工場は竣工予定を当初九七年としていたが予定通りにはゆかず以降二六回も延期して今日に至っている。延期の理由は様々だがその主なものは高レベル放射性廃液のガラス固化試験トラブルと新規制基準審査と言えらる。ガラス固化試験

の終了報告書が提出されたのは二〇一三年五月だ。この後一二月に新規制基準が施行され、翌年に規制委員会により安全審査が始められた。しかし未だ終了報告書は審査されないままだ。

安全審査中も落雷による主要計器の破損、トラブルや規制庁への虚偽報告で審査が止まり、六年後の二〇二〇年四月、更田委員長の強引な審査打ち切り後、七月に安全審査が合格となった。この後に新規制基準に適合した安全性向上対策工事のための計画が審査され認可されれば工事が始まる事となる。（但し耐震強化など現施設の補強工事は実施されている。）

竣工迄の道のり

再処理工場が新規制基準に適合して竣工するためには、安全性向上対策工事によ

り、約十萬点もの設備機器のうち重要な二萬五千点程を類型化し、設工認申請されなければならぬ。一回目では二点、二回目では残り約二萬五千点が申請された。

設工認に合格し、工事が終了したもののから『使用前事業者検査』が行なわれ、これが終わると国による「確認」が行われる。すべての「確認」が終わった後、約一〇〇立方メートルの高レベル廃液のガラス固化が行なわれ、これが済んでから竣工になる。

基準に適合した機器と、設備の設計と工事計画が審査に合格しなければ工事の着手も不可能だが、事業者の日本原燃増田社長は昨年末、二〇二四年度の上期に竣工と公表した。厳重審査のため規制庁へ私たちの要請行動の継続が是非とも必要だろう。

規制庁審査チームの発言

申請書の不備指摘

新規制基準適合性に係る審査会合

議事録から（発言の抜粋：要旨）

長谷川チーム長補佐

□説明は一体として聞く分にはいいんですが、設工認の申請について、一個の申請書は一つで完結するようにして頂くのが基本ルールだと認識しています。今回申請の約二万五千というものに対して、まず、原燃として二万五千全てちゃんと説明しなければならぬ。

□法令と許可にもう既に答えが書いてあるわけですね。間違いない。それを担当ごとに違うと言っているのは根本的な理解が足りてないというところに尽きるんで、そこをしっかりとやってください。

上出チーム員

□耐震だけでなく、材料構造の強度計算書も同じようにNGが

ろうな、と受け取った側は見ています。

藤原チーム員

□重大事故の中で水素爆発とTBP（リン酸トリブチル・再処理用溶媒）による急激な分解反応については、瞬間的に上昇する圧力に対して強度評価等が今回の申請できちんと説明されるのかと、認識しています。

長谷川チーム長補佐

□大体総括してまとめていうと、自分で注文したものは自分で全部、最後まで確認する、ということではないかと思えます。

日本原燃ホームページ 二〇二三年一月三日

第467回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合一原子力規制委員会

(nra.go.jp)

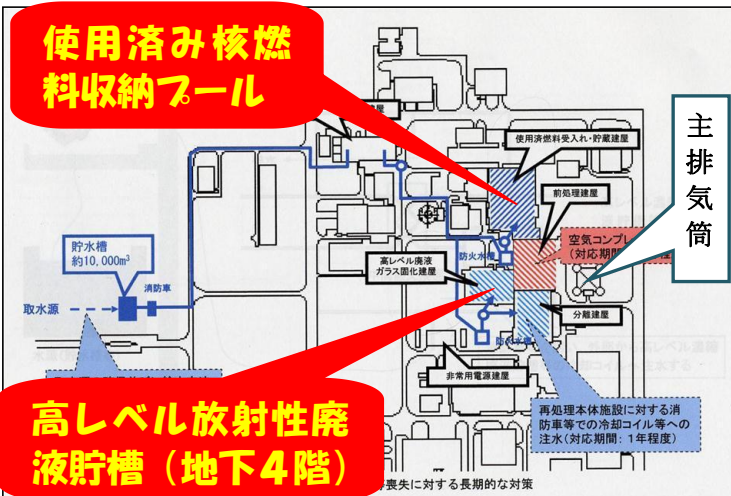
◇このホームページを開くと「議事録」と「会議の映像」があります。

◇会議資料には、「第二回設工認申請の概要」があり、「申請対象設備の概数」と、「条文ごとの説明」があります。

◇「条文」とは、「再処理施設の技術基準に関する規則」です。

再処理施設の技術基準に関する規則—法令文庫 (LegalDoc.jp) にあります。

甘い審査では許されない 二つの巨大危険施設が近設して存在



六ヶ所再処理工場には、各地の原発から使用済み核燃料が集められ、既に3000トン収納プールが満杯である。「アクティブ試験」でウランとプルトニウムを取り出したが「高レベル放射性廃液」のガラス固化試験には失敗。高レベル廃液は漏洩すると環境に壊滅的汚染をもたらす。2013年制定『再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則』を再検討しつつ大事故予防措置を早急に行うべきである。

再処理工場に関わる設計及び工事計画変更認可申請（設工認）の経過

日本原燃（株）が申請し、原子力規制委員会が審査し判断を通知する。

- 2020. 4. 22 更田委員長 安全審査打ち切り。
- 2020. 7. 29 原子力規制委員会は、六ヶ所再処理工場の「事業指定変更申請書」を正式許可と決定。
- 2020. 12. 24 第1回「設工認申請」提出 安全冷却水B 冷却塔・竜巻防護設備
- 2022. 12. 21 原子力規制委員会が合格と通知
- 2022. 12. 26 第2回「設工認申請」提出 申請対象 約2万5000点
- 2023. 1. 23 原子力規制委員会第467回新規制基準審査会合で、日本原燃提出の第2回「設工認申請書」に多数の不備があると話し合われた。